

# 民間を活用した航路標識の管理体制の強化と 地域活性化に資する灯台活用の推進

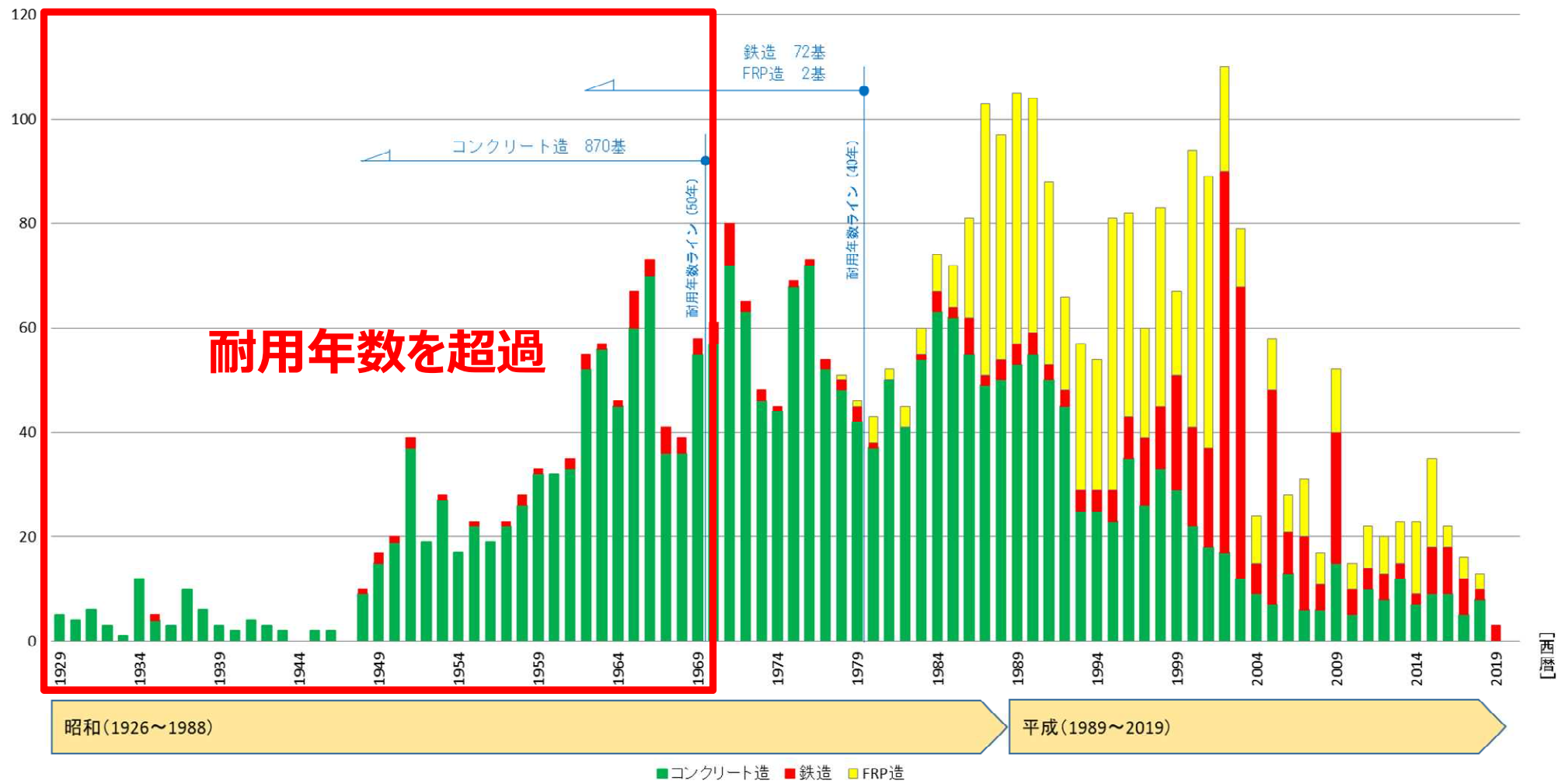
---

# 灯台等の老朽化の状況

[基]

## 灯台等の航路標識の建設年別・構造別基数

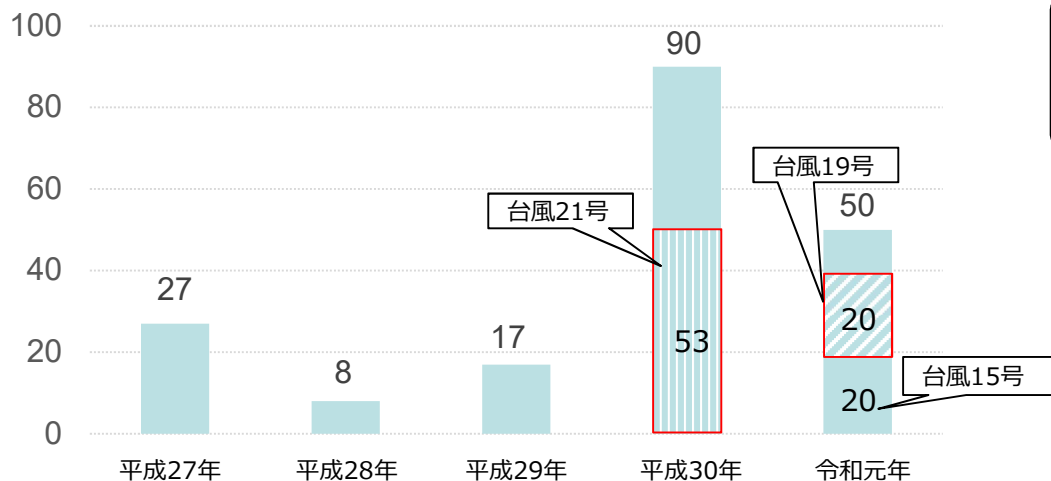
令和2年3月末見込



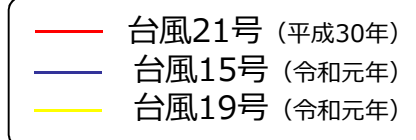
[歳月]

# 台風の影響による航路標識の被害状況①

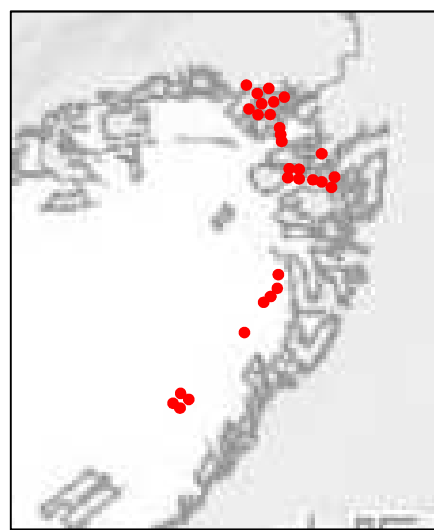
## 激甚化する台風被害における航路標識の事故基数



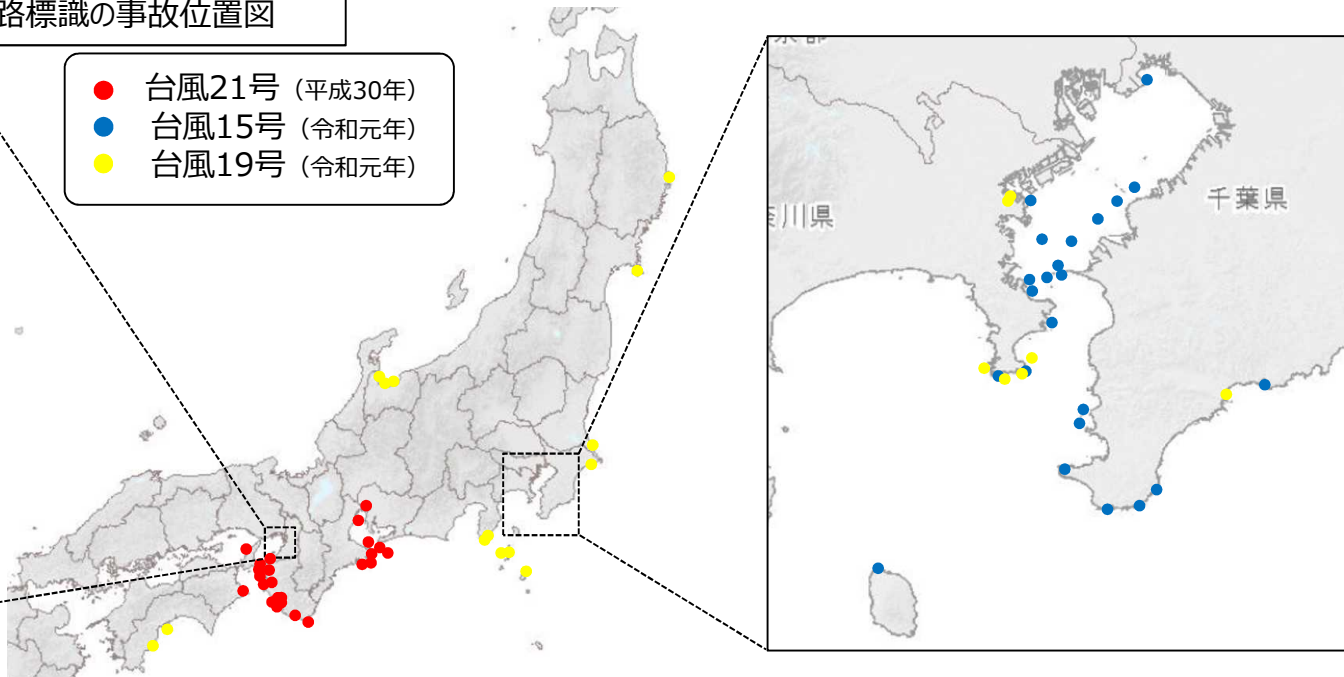
## 台風経路図



## 激甚化する台風被害における航路標識の事故位置図



- 台風21号 (平成30年)
- 台風15号 (令和元年)
- 台風19号 (令和元年)



# 台風等の影響による航路標識の被害状況②

## ●平成30年

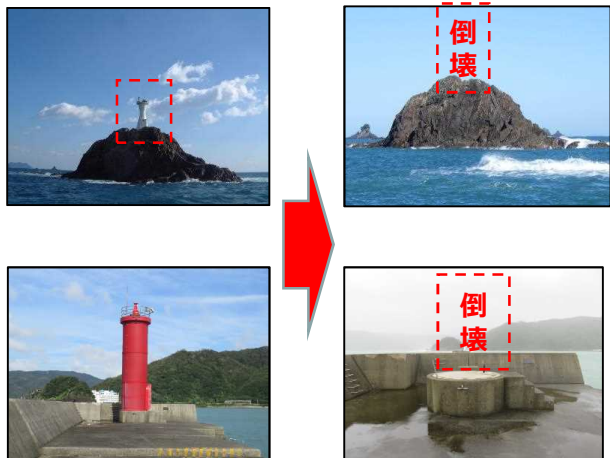
- 台風7号 (7月) : 2件
- 台風20号 (8月) : 1件
- 台風21号 (9月) : 53件
- 北海道胆振東部地震 (9月) : 14件
- 台風24号 (10月) : 29件
- 台風25号 (10月) : 5件

## ●令和元年

- 台風9号 (8月) : 2件
- 台風13号 (9月) : 3件
- 台風15号 (9月) : 20件
- 台風17号 (9月) : 5件
- 台風19号 (10月) : 20件

## ○航路標識の被害状況

### ●灯台の倒壊



### ●浮標等の流失・移動・損壊

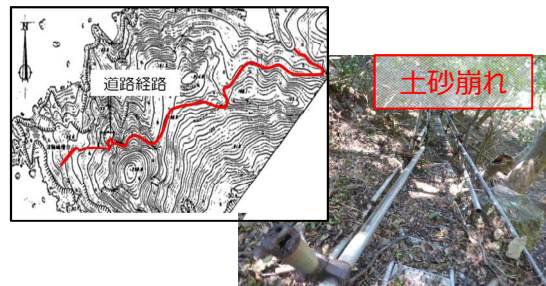


### ●商用電源の停電等による電源喪失



台風により、電力会社の電柱が倒壊し、電源喪失となったが、予備電源にて点灯。

### ●灯台巡回路の崩落

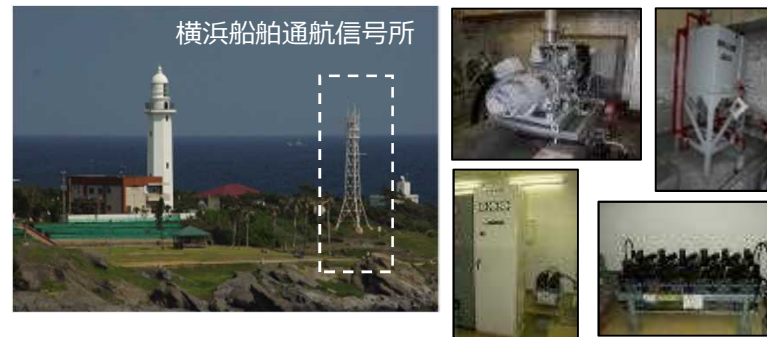


## ○対応

・海水浸入により、アンカーボルト等の腐食を誘発し、倒壊等の蓋然性が高い箇所に海水浸入防止対策を実施



・電源保持時間が基準に満たしていないもの、耐用年数が超過している施設に予備電源設備を整備



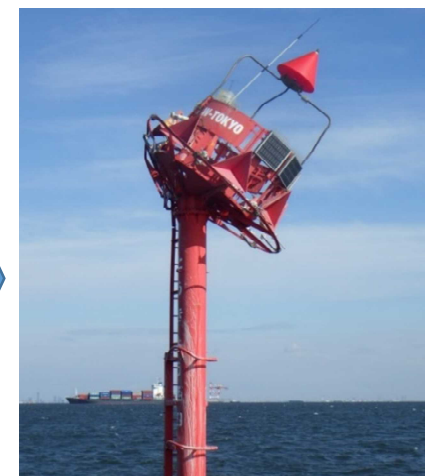
# 船舶接触による航路標識の被害状況

○平成27年から令和元年の5年間に於いて、船舶の走錨や不注意により航路標識への接触事故が262件発生。

○航路標識が損壊した場合、迅速な復旧が必要であるため、事故の原因者に対して現物賠償を求めているが、原因者の合意が得られず、復旧に長時間を要するケースが発生してきている。

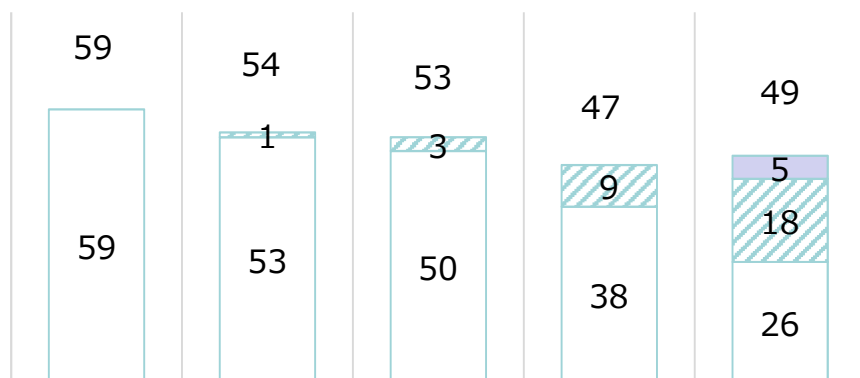


船舶接触事故前  
(東京西航路第四号灯標)



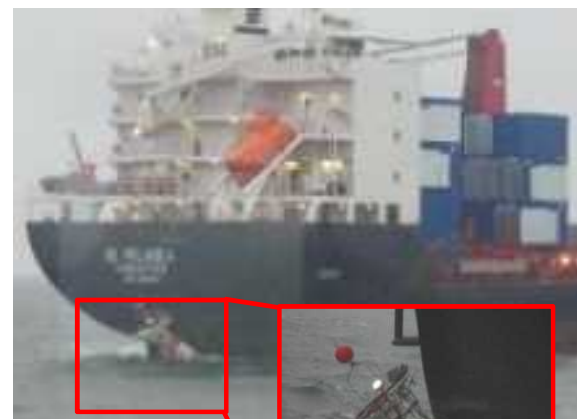
船舶接触事故後  
(プラットフォーム傾斜、擦過傷)

## 過去5年間に於ける船舶接触による被害基数 (計262件)



平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年

□ 復旧 □ 未復旧 (復旧手続き済) ■ 未復旧 (復旧交渉中)



浦賀水道航路中央第四号灯浮標  
(灯器、太陽電池パネル等損壊)

## ①地域との連携

### 【灯台の一般公開】

- ・ 参観事業：16箇所
- ・ 一般公開：73箇所  
(年間約80日公開1箇所、年間数日程度公開72箇所)

### 【ボランティア団体】

- ・ 灯台周辺の清掃活動 15団体
- ・ 航路標識の周知啓発、観光振興等 15団体

### 【灯台施設等の活用事例】

- ・ 灯台に附属する建物、敷地の活用 94箇所
- ・ 旧施設・旧敷地の活用 43箇所
- ・ 航路標識のデザイン化 39箇所
- ・ 展望施設に併設した灯台 3箇所



犬吠埼灯台 (参観事業)



酒田灯台 (展望台に併設)



高松港玉藻防波堤灯台  
(デザイン灯台)



美しい部埼灯台を守る会の活動  
(地元団体による清掃)

## ②灯台の周辺環境

公園	100箇所
遊歩道	90箇所
展望台	41箇所
飲食店	24箇所

## ③文化的価値を有する灯台

明治期灯台	41箇所	近代化遺産	24箇所
有形文化財	19箇所	土木遺産	6箇所
史跡	2箇所	機械遺産	1箇所

## ④付加価値を有する灯台

世界灯台100選	5箇所
日本灯台50選	50箇所
恋する灯台	50箇所
灯台カード	150箇所

## ○ 灯台周辺の地域住民等が主体となり活動

- ▶ ボランティアで灯台敷地内の草刈りや剪定、通行路の草刈りなどの“清掃活動”を実施



部埼灯台

美しい部埼灯台を守る会

美しい部埼灯台を守る会  
(福岡県北九州市)



敷地内での草刈作業



清掃活動



ボランティア団体の活動

◆ 環境美化（清掃活動）：15団体

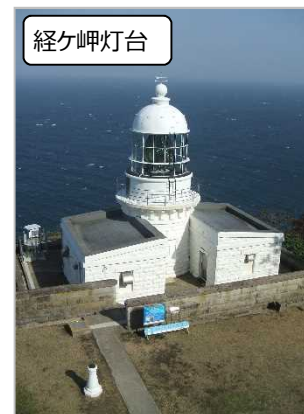


大須崎灯台

大須灯台会  
(宮城県石巻市)



清掃活動



経ヶ岬灯台



清掃活動

経ヶ岬灯台保存会  
(京都府京丹後市)

## ○ 灯台周辺の地域住民等が主体となり活動を実施

- 灯台建立に携わった人物像やその功績を伝えるための“周知啓発活動”
- 灯台の歴史的資料の収集や資料の保存を目的とした“調査研究活動”
- 灯台ガイドや灯台関連行事を活用した地域の“観光振興活動”



岩松助左衛門翁顕彰祭（小倉城内）

岩松助左衛門翁顕彰会  
（福岡県北九州市）



白洲灯台の建設に至る功績を伝える紙芝居

地元小学校児童への紙芝居



ボランティア団体の活動	
◆ 周知啓発	: 3団体
◆ 調査研究	: 2団体
◆ 観光振興	: 10団体



犬吠埼灯台150周年記念

犬吠埼ブラントン会  
（千葉県銚子市）



守る会会員による灯台ガイド（御前埼灯台）

御前埼灯台を守る会  
（静岡県御前崎市）



地元小学生による灯台ガイド（菅島灯台・神島灯台）

島っ子ガイド  
（三重県鳥羽市）



## 地方自治体による活用計画

- 高知県室戸市が、室戸岬一帯を観光資源として整備するため、室戸岬灯台の旧退息所（室戸市へ払い下げ済み）の活用を検討している。
- この検討に併せ、室戸市が灯台を一般に公開するため敷地等の整備を実施したいという要望がある。



## 日本財団による活用計画

- 日本財団が主催する「海と日本プロジェクト」では、灯台を巡るサイクリングコースの開発や、灯台に泊まる体験として、子どもと灯台に泊まり、地域の海を遊ぶ灯台キャンプやグランピングなど、全国的に灯台を活用した調査研究事業を計画している。



# 他分野の民間団体の活動事例

●道路、河川、港湾、海岸などにおいて、法的に位置付けられている民間の協力団体が各管理者に協力して、清掃や除草などの維持管理を行う環境保全活動、地域の子供たちへの自然体験学習を通じての啓発活動、ベンチや街灯などを設置し、各空間の快適性の向上を図るなどの幅広い活動を実施している。

### 道 路

 <p>歩道の清掃活動</p>	 <p>花壇の花植</p>
 <p>歩道でのオープンカフェ</p>	 <p>歩道へのベンチの設置</p>

### 河 川

 <p>河川の清掃活動</p>	 <p>水質調査</p>
 <p>水生生物調査</p>	 <p>アレチウリ駆除活動</p>

### 港 湾

 <p>海浜の清掃活動</p>	 <p>クルーズ船受入時の歓迎行事</p>
 <p>環境教育イベント</p>	 <p>港湾の役割に関する講習会</p>

### 海 岸

 <p>海岸の清掃活動</p>	 <p>海浜植物の植栽・保護</p>
 <p>環境教育活動</p>	 <p>生物育成環境モニタリング</p>

## ○ 現状

- ① 航路標識の老朽化及び台風等の災害の激甚化により航路標識の事故が多数発生。
- ② ボランティアで敷地の清掃を行う団体や、灯台を一般公開する団体のほか、民間団体からイベントなど様々な形で灯台を活用したいという要望がある。
- ③ 一方、道路や河川など他の分野において、法的に位置付けられた民間団体が、清掃等の維持管理、体験学習等の啓発活動等を持続的に展開。

## ○ 課題

- ① 海上保安庁の限られた人員や予算では、航路標識の十分な点検、補修等が困難になってきている。
- ② 灯台を活用したいという民間団体からの様々な要望に対して十分に応えられていない。
- ③ 航路標識には、公物管理法上、民間団体を法的に位置付けて活動を認める仕組みがない。

## ○ 論点

- ① 民間団体を法的に位置付けることによって、持続的な航路標識の維持管理の向上に資するのではないか。
- ② 民間団体による航路標識の管理やイベントの実施等を中長期的に認めてもいいのではないか。認めることとした場合、審査基準をどのように考えるべきか。（実効性、安全性、地域との協調性、公共性、航路標識管理の貢献度など）

# 海上保安庁以外の者による航路標識の工事維持の承認制度及び原因者負担による復旧制度の概要

【課題】航路標識の老朽化及び台風等の災害の激甚化により航路標識の事故が多数発生。海上保安庁の限られた人員や予算では、航路標識の十分な点検、補修等が困難になってきている。

海上保安庁が管理している航路標識の存在する地方公共団体や民間事業者等が、自らの必要に応じ自らの費用負担で航路標識の補修等について、機能に影響を及ぼさない範囲で工事・維持を行いたいという要望があるところ、管理上問題がなければ

**➡ 「海上保安庁以外の者による工事・維持を承認することができる制度」** を創設してはどうか



## 制度のイメージ

- 海上保安庁以外の者による工事・維持
  - ・簡易的な防錆塗装、補修
  - ・簡易的な敷地整備、草刈、清掃
  - ・一般客の安全のための手すり、階段、案内板等の設置  
など

【課題】平成27年から令和元年の5年間に於いて、船舶の走錨や不注意により航路標識への接触事故が262件発生。航路標識が損壊した場合、迅速な復旧が必要であるため、事故の原因者に対して現物賠償を求めているが、原因者の合意が得られず、復旧に長時間を要するケースが発生してきている。

船舶接触により航路標識の損害が発生した場合、迅速な機能回復のため、原因者による復旧工事について負担を求めることが衡平ではないか。

**➡ 「原因者に対して航路標識を復旧する義務を課し、また航路標識の復旧に要する費用について原因者に負担させる制度」** を創設してはどうか。



船舶接触事故前  
(横浜航路第2号灯標)



船舶接触事故後  
(灯標の上部脱落)

## 制度のイメージ

- 原因者に対する工事施行命令  
海上保安庁以外の者による工事や事故等により生じた航路標識の復旧工事等の施行を原因者に施行させる。
- 原因者負担金  
海上保安庁以外の者による工事や事故等により生じた航路標識の復旧工事等の費用について、原因者に対してその費用の全部または一部を負担させる。

# 航路標識協力団体制度（仮称）の概要

## 【課題】

- 航路標識の老朽化及び台風等の災害の激甚化により航路標識の事故が多数発生。海上保安庁の限られた人員や予算では、航路標識の十分な点検、補修等が困難になってきている。
- ボランティアで敷地の清掃を行う団体や、灯台を一般公開する団体のほか、民間団体からイベントなど様々な形で灯台を活用したいという要望があるが、灯台を活用したいという民間団体からの様々な要望に対して十分に応えられていない。

民間団体等の中には海上保安庁に協力し、航路標識の不具合箇所の発見・通報、航路標識の敷地の清掃、草刈り等を行っているものが存在しており、これらの活動は海上保安庁が管理する航路標識の管理に資するものである。

航路標識の敷地や通路の整備など管理業務の一部を適切に実施することができる民間団体の活動を促進し、航路標識の管理の一層の充実強化を図るため

 「航路標識協力団体制度（仮称）」を創設してはどうか

## 制度のイメージ

- 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識の工事・維持等を適切に行うことができると認められる団体（非営利法人、営利法人、地域の協議会、地縁団体等を想定）を、その申請により、「航路標識協力団体」として指定
- 航路標識協力団体は、次に掲げる業務の一又は二以上を行う
  - ①航路標識に関する工事又は維持（必須） …（例）灯台敷地の歩道整備、植栽、清掃、草刈、灯台の見回り、簡易な点検、補修など
  - ②航路標識の管理に関する情報・資料の収集・提供…（例）灯台に関する歴史的資料の収集、保管、貸出、案内板の設置など
  - ③航路標識の管理に関する調査研究 …（例）灯台の歴史調査、構造調査、航路標識の活用ニーズ調査など
  - ④航路標識に管理に関する知識の普及啓発 …（例）灯台の一般公開 歴史的資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催など
  - ⑤上記の附帯事業 …（例）売店、カフェ、駐車場、トイレ、ベンチの設置など
- 航路標識協力団体に関して、海上保安庁との協議が成立することをもって、航路標識の工事・維持の承認があったものとみなす

## 業務のイメージ



簡易な点検



一般公開



夜間活動



売店

## 活動実施計画

### ① 実効性

- 灯台の簡易な点検、清掃、植栽等の管理を行い、一般公開するにあたっては適切な安全対策をとること
- 計画を実施するにあたっては、一定期間の継続的な実施が可能であること

### ② 貢献度

- 航路標識の管理、普及啓発、歴史的資料の展示等に関する貢献が広く認められること

（例）

- ・航路標識に関する工事又は維持
- ・航路標識の管理に関する情報・資料の収集・提供
- ・航路標識の管理に関する調査研究
- ・航路標識の管理に関する知識の普及啓発
- ・上記の附帯事業

### ③ 協調性

- 活動にあたって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること  
または、地域の課題の解決に資すること

## 活動実績

### ① 実効性

- 直近数年間に於いて、航路標識管理、普及啓発等に資する活動を継続的に行っていること

### ② 公共性

- 活動は、海上保安庁との協力関係が認められること

### ③ 活動姿勢

- 直近数年間に於いて、航路標識管理、普及啓発等に資する活動の支障となり、又はそのおそれのある行為を行っていないこと

- ※ 新規団体については、活動実績がなくても申請可能
- ※ 一定期間以上の一般公開を行う団体を想定
- ※ 独立会計による活動が前提